

指定居宅介護支援事業所の運営規程

道南森ロイヤル指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 財団 明理会が開設する道南森ロイヤル指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為の人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)のある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力の応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 道南森ロイヤル居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 茅部郡森町字上台町326番117

(職員の職種、人員、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営の必要な指揮命令を行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上
主任介護支援専門員は、業務に従事する介護支援専門員に対し適切な業務の遂行や専門性の向上を図られるよう、指導・助言を行う。
- (3) 介護支援専門員 4名以上 (内1名は管理者(主任介護支援専門員)兼務)
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日(午後)～1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。電話により24時間連絡が可能。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときには、利用者からは利用料を徴収しないものとする。通常の実施地域を超えて居宅介護支援に要した交通費は、実費が必要な場合がある。

(1) 相談体制

事業者内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析式については、「MDS－HC2.0」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、原則本人及び家族と当該計画原案に位置付いた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う。やむを得ない場合については照会にて対応する。場合によってはオンラインでの会議形態（ICTの活用）とする。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握する為、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適当に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、茅部郡森町の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止検討委員会へ参加し、年1回以上の職員研修を実施する。

(2) 新規職員採用時にも研修を実施する。

(3) 高齢者虐待防止に係る指針の整備をする。

(4) 虐待防止に係る責任者は管理者とする。

(5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第9条 事業所は身体的拘束等の適正化の推進のため次の措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束防止委員会へ参加し、定期的な研修を実施する。
- (2) 身体的拘束等の適正化に係る指針の整備をする。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- (4) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資格の向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。